

公 示

公示第 1 1 号

道路運送車両法（昭和 2 6 年 6 月 1 日法律第 1 8 5 号）第 6 1 条の 2 の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成 1 6 年 1 0 月 2 3 日から同年 1 1 月 2 2 日までのものは、平成 1 6 年 1 1 月 2 3 日をもって満了するものとする。

記

長岡市の一部（蓬平町、蓬平町甲、蓬平町乙、竹之高地町、濁沢町、乙吉町）
小千谷市全域
十日町市全域
栃尾市全域
南魚沼郡全域
中魚沼郡全域
北魚沼郡全域
古志郡山古志村全域
三島郡の一部（越路町）
刈羽郡の一部（小国町）

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日

北陸信越運輸局
新潟運輸支局長